

静岡県告示第647号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

平成29年8月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (i) 道路			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
吉田町 道富士 見幹線	(略)	(略)	吉田町 道富士 見幹線	(略)	(略)
			<u>菊川市</u> <u>道赤土</u> <u>高橋線</u>	<u>菊川市道嶺田</u> <u>川上線との交</u> <u>差点から菊川</u> <u>市道南71号線</u> <u>との交差点ま</u> <u>での区間</u>	<u>左記に指定す</u> <u>る区間の道路</u> <u>から100メー</u> <u>ルの等距離線</u> <u>の範囲内の地</u> <u>域(用途地域</u> <u>の区域を除</u> <u>く。)</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。